

# 関西労災職業病 2月号

(通巻第203号)

関西労働者安全センター 1992.2.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



## ◆目次◆

- 外国人労働者の人権ネットワークRINK大阪府労働部申し入れ…………… 1
- 自治労府本部公企評が水道石綿管作業従事者にアンケート調査…………… 3
- アスベスト規制法制定意見書採択へむけ府議会各会派へ要望書…………… 5
- 外国人労働者の労災④…………… 6
- 創ろう菜の花診療所 出資・寄付のお願い…………… 8
- 前線から(ニュース)…………… 9
- じん肺被災者の横顔④…………… 13
- 腰痛予防ベルトのねらいと効果について①…………… 15

# 基本的認識の欠如と対応の遅れ 目立つ

RINK大阪府労働部に申し入れ(三・一五)

全ての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク(RINK)は、二月十五日、大阪府労働部に申し入れを行った。

ハンドブック発行、相談窓口開設などを求める

この申し入れは、昨年十二月の労働基準局への申し入れに続く、行政交渉の第二弾である。基準局の回答は「権利保障を優先する」と、実質的に入管当局への通報せずとの立場を表明し、資格外就労者であっても労働諸法令の保護を受けることを事業主などに周知するというものであ

った。

今回の労働部への申し入れは、この回答を踏まえ、各種言語による相談窓口を府下の労働事務所などに開設し、ハンドブックを発行、配付するように求めるものであった。

こうした施策は、すでに東京や神奈川では取られており、東京都の労働事務所では、すでに九〇年度だけで一四六〇件の相談を受けている。また、英文で『外国人労働者ハンドブック』を編集、配付している。神奈川県内の労働事務所でも『外国人のための労働手帳』を6か国語で発行している。また、九二年度からは県の二労働センターで英語、ポル

トガル語などによる相談窓口も開設するという。大阪と比較して外国人労働者の多いという地域的な特性もあるが、すでに大阪もそうした行政サービスを準備しなければならぬ段階にきている。労働部への申し入れはこうした認識のもとに行われた。

RINK側の参加者は、丹羽雅雄事務局長ら約三十名。労働部側からは需給調整課などから4名が出席した。

人権感覚を疑う回答

今回の申し入れ、要求に対し、労働部は、「これまで外国人労働者からの相談はほとんどありませんでした」と、必要性自体を感じていないという回答だった。RINK側として申し入れに参加した団体は、労働相談や労組結成、あるいは労災相談など、入管の動きを睨みながらなんとか解決を図ってきた経験を持ち、労働部のあっけらかんとした回答に



は開いた口が塞がらなかつた。自らは問題に取り組もうとしない労働部の姿勢にいつせいに批判が集中した。労働部には、外国人労働者の権利保障に労働部が関わらなければならぬという基本的認識が欠如しているようだった。

### 差別を助長するパンフを発行

労働部側は、無策を批判するRINK側への批判をかわすかのように、

労働部が作成し配付している『外国人雇用Q&A』をもち出してきたが、その内容は、極めて治安管理的発想で差別的なものであった。八八年政府は、「労働市場を始めとする我が国の経済や社会に及ぼす影響等にかんがみ、十分慎重に対応する」とし、さらに労働省は通達で「最近、観光客を装って我が国に入国して不法に就労する外国人の著しい増加が指摘されているところである。このよう

な外国人の不法就労の増加は、もとより国内の雇用失業情勢や労働条件に悪影響を及ぼす要因となりかねないものであり」との見解を示している。しかし労働部の見解はさらに踏み込んで、「外国人労働者が高年齢者等雇用機会が不足している層への圧迫、国内労働者の労働条件向上の障害、景気後退期における外国人労働者の失業問題等、様々な問題が発生する恐れがあり」と、国内労働者の利害とはっきり対立する存在として外国人労働者を捉えている。これについて、参加者から「外国人労働者差別を助長する文書ではないか」との指摘がなされた。

### 入管法の趣旨に沿って・・・

また入管当局への通報問題についても労働部は、参加者からの批判にあつて最終的に「権利保護第一とする」と回答したものの、入管法の「趣旨」に則した行政に終始固執していた。総じて労働部には、外国人労働者の権利救済という観点はほとんどなく、入管法に則した「適正な」労働力市場の管理という観点からの発言が多く、大阪府の労働行政の貧困をはしなくも露呈した回答となった。

今回の交渉では、労働部の遅れた姿勢が明確になったものの、具体的な成果に乏しく、今後さらに実効ある施策を要求していく必要がある。

# 水道石綿管作業従事者のアンケート調査実施

## 「自治労大阪府本部公企評が、大阪府下十二市一町で

一九八八年、門真市の水道局で石綿管の修繕作業を行ってきた職員に石綿肺の所見が見られた。この問題をきっかけにして、大阪府下の石綿管修繕作業の実態と水道労働者の健康状態を把握するために、自治労大阪府本部公企評では十二市一町の水道労働者を対象としてアンケートを実施したが、このほどその結果がまとまった。

### 六〇～七〇年代に石綿管大量使用

水道管には石綿管が使用されている。これはセメントと石綿を混ぜて作った、直径十センチ前後のパイプである。水道管は道路に埋めるため、自動車などの重量を受け、セメント

だけではすぐに割れてしまう。このため石綿を混ぜて強度を増しているのである。以前、水道水中に石綿が検出されたという報告があったが、水道労働者にとっては、石綿管の敷設や修繕作業にもなって発生する石綿粉塵を吸入することも問題である。

石綿管が使用され始めたのは一九四〇年代のことである。その後、六〇年代から七〇年代にかけてもっとも多量に使用された。しかし、自動車の交通量が増え、石綿管が割れて、水道水が漏れる事故が多発し、現在では新しく付設する場合には鉄管が使用されるようになった。しかし、これまでに付設された石綿管はまだ残っており、大阪府下では水

道管の総延長の五～六%が石綿管である。

これらの石綿管が割れた場合、新しく鉄管に代えてしまう場合もあるが、石綿管を修繕することもある。特に以前の石綿管が主流の時代には石綿管を切断して修理することが頻繁であった。石綿管の切断は手鋸、あるいはエンジンカッターで行われるが、特にエンジンカッターを使用する時には短時間ではあるが高濃度の石綿粉塵が発生する。

### 石綿への累積曝露は比較的低い

今回のアンケート調査結果によると、石綿管の切断作業を始めた時期は、人によって異なっているが、早

い人では戦後すぐから始めている。

また、一九六五〜七四年の間に始めた人が四三%ともっとも多い。平均すると一九七一年であり、現在までに約二〇年が経過している。石綿曝露による肺癌や中皮腫の潜伏期間は一〇〜四〇年と言われており、今後の発症が懸念される。また、一九八五年以降に切断作業を始めた者も九%おり、現在でも暴露が続いていることがわかる。これまでこの作業に従事した累積日数は最高で二一〇〇日、平均で一五〇日であった。このため、毎日石綿を吸っている石綿労働者と比較すると石綿への累積暴露は低いと考えられる。

石綿管の切断時に粉塵を吸い込むことが、「よくある」「ときどきある」または「たまにある」と答えた人は約七〇%に達した。しかし、防塵マスクを使用している人は、十・五%と少数であった。これは、職場で防塵マスクが支給されていない

めである。

### 自覚症状に有意差

#### 胸部レントゲン検査も実施

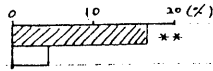
健康状態に関しては「石綿管の敷設作業あるいは修繕作業をしたことのある者（石綿管修繕群）」と「上記作業をしたことのない者（対象群）」に分けて比較を行った。

呼吸器および心臓に関する既往症については両群に大きな差はなく、これまで胸部レントゲン検査で異常と言われた者の割合も両群で同程度であった。しかし、自覚症状には大きな差が見られた。図にその結果を示すが、「セキ」「タン」「息切れ」の訴え率が石綿管修繕群で明らかに高かった。両群では平均年齢、前職歴、喫煙率に差があったが、これらを差し引いて比較

しても同様の傾向が見られた。

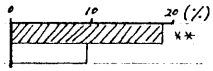
セキ、タン、息切れなどの呼吸器の症状は石綿粉じんだけでなく、他の粉じんを吸い込んでも起きる症状である。このため、これらの症状の原因を石綿粉塵のみと断定はできない。たとえば水道管の修繕作業では道路を掘ったり、あるいは铸铁管の切断作業などもあり、土ぼこりや鉄

1. 冬に、朝起きると、いつも、すぐセキがでますか。

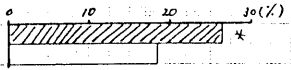


■ 石綿管修繕群  
□ 対照群  
\* : 5%以下の危険率で有意差あり  
\*\* : 1%以下の危険率で有意差あり

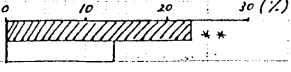
2. 冬に昼間や夜、よくセキがでますか。



3. 冬に、朝起きると、いつも、すぐタンがでますか。



4. 冬に昼間や夜、よくタンがでますか。



5. 階段をのぼったり、ゆるやかな坂をのぼる時に、息切れを感じますか。

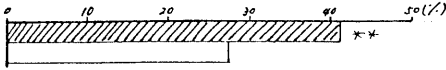


図. セキ、タン、息切れの訴え率

粉塵なども吸入することになる。したがって、今回の調査で見られた呼吸器の自覚症状は、これらの粉塵も含めた影響としてとらえることが必

要であろう。しかし、石綿は明らかに発癌性物質であるので、その他の粉塵とは区別して考えるべきであろう。アンケート調査の結果を受け、

公企評では胸部X線撮影による検査に取り組んでいる。

## アスベスト規制法

### 制定を求める意見書採択に向け

### 大阪府議会各会派に要望書提出

「アスベスト規制法制定をめざす会」は、地域から規制法制定の機運を盛り上げようと、アスベスト規制法制定を求める意見書の採択とノンアスベスト化宣言を行うよう地方議会に働きかけることを方針化している。すでに、東京都多摩川市議会や千葉県流山市では「規制法制定」を求める意見書を採択している。

こうした動きを大阪府でも起こしていこうと二月二五日アスベスト規制法制定を求める意見書採択に向けた要望書を各会派に提出した。この行動には、大建労、自治労府本部、全港湾、全国じん肺患者同盟大阪支部、じん肺弁護団、アスベスト対策大阪ネットワーク、安全センターが参加した。

「アスベスト建材は、いまだに何の規制もなく使用されています」と要望の趣旨を説明すると、自民党や公明党といった会派からは、「アスベスト問題はもう終わっているのでは？」という反応が返ってきた。八八年頃吹付けアスベストがクロロズアップされたことが逆に働いてそうした認識になっているのだろう。

社会党、共産党は意見書採択に努力したいとの回答であり、今後のなりゆきを注視したい。規制法制定に向けた運動は、被害実態掘り起こし活動と並んで、アスベスト運動の重要な課題である。今後とも取り組んでいきたい。

## 外国人労働者の被災④

### 転落し全身打撲の重傷 困った雇用主から相談

#### イラン青年F君のケース

「医療費だけで何百万円もかかる、それを全部払わんといかん。こんな書類も出してるんですわ。」

塗装業者のAさんが見せてくれたのは、ある外科病院あての「治療費支払引受書」だった。Aさんの名刺には「A工業代表」という肩書が刷り込んであるが、二、三人の作業員を雇っているだけで、決まった元請け会社がまわしてくる塗装や屋根の張り替えの仕事を細々とこなすという零細の塗装屋さんである。

安全センターが外国人労働者の労災相談を受け付けていることを新聞で見たAさんが、事務所を訪れたのは、昨年十一月初旬のことだった。話はこうだった。

「責任をもつ」とは言ったが・

雇っていたイラン人労働者が高所作業の現場から転落し、全身打撲の重傷を負った。救急車で病院に搬送し、入院しているが、病院に医療費の負担をどうするかと聞かれ、困ってしまった。被災したイラン人の若者F君は、観光ビザで日本に入国し、期限が切れている。雇いはしたもののこんなときに労基署へ労災補償の請求をするとどうなるのか。労災請求をしないとすると、健康保険がないから実費を払うしかない。結局Aさんは病院に「私が責任をもつ」と言い、「治療費支払引受書」を印鑑

証明付きで提出した。けれども、完全に治るまでの治療費何百万円を支払うのはAさんにとってはとんでもない負担だ。

センターから外国人でたとえ「不法」就労者であっても労災保険は適用されることを聞いたAさんは、直ちに発注元や適用される労災保険の事業主である元請会社と相談をした上で、療養補償と休業補償の請求手続きをとった。病院に労災で請求するという手続きをとったとき、Aさんは心底ホッとした表情をした。

悪質外国人ブローカーが介在

Aさんの話によると、被災したF君を含むイラン人三人と会ったのは六月下旬のことだったという。人手が足りずに困っていたAさんは、求人広告をスポーツ新聞に出したところ、流暢な日本語を話すパキスタン人を名乗る人から就職したい人があ

ると電話があった。翌日駅前で会ってみると三人の若いイラン人を連れてきた。三人は日本語が全くできないというので、仕事になるかどうか様子を見たいので二三日あなたも居てくれと頼んでその日は別れた。

しかし、翌日約束の場所に来たのは三人だけでパキスタン人の姿はなかった。後でわかったことだが、そのパキスタン人はブローカーで一人十万円の手数料を取ってAさんを紹介しただけだったのだ。それからAさんと三人の若いイラン人の悪戦苦闘が始まる。

### 入居差別、「習慣」のちがい

アパートを用意してやってほしいとのことだったから探したが、外国人だとわかるとどここの不動産屋も相手にしてくれない。しょうがないから三人は、最初の一カ月ぐらいを大阪市内のサウナで毎夜を過ごすこと

になる。その以降のホテル代も含め、宿泊費はAさんが実費負担した。仕事の手順は何とか身振り手振りで教えることができるが、言葉の障壁は大きく、お互いになかなか伝えられないことがある。その上、賃金などはっきりした労働契約を求める彼らと、それとは対照的に曖昧な雇い方しか経験のないAさんとの間には誤解も生じやすかった。

たとえば、賃金の支払いの問題でこんな話があった。F君は労災事故発生当時八月分からの賃金をまだ受け取っていなかった。Aさんは資金繰りが苦しく、待ってくれと言っていたため遅れたらしいが、その後支払う段になって給料の額で大きな差額がでた。八月に二週間仕事のない日があったが、その間についてF君は一日当たり七千五百円もらうことになっていたと言い、Aさんは二週間分の手当てが二万円だという。両方から話を聞いてみると、真相はA

さんの「しばらくの間」という曖昧な説明で七千五百円とノートに書き込んだことによるらしい。結局Aさんはその約束を認め支払った。言葉が通じないために使用者のAさんは曖昧なままで支払いを延期していたのだ。

さて、F君の転落事故以降、十月から働きにきていた友人のS君が、入院生活をするF君のために付添うことになった。労災補償で家政婦さんを頼むより、言葉の通じるS君が付き添った方がよかったので、以後翌年始めまで二人は病院で生活することになった。幸いにも同じ病室で長期に入院している患者さんたちや、看護婦さんらにも助けられ、介助を続けたS君の負担以外には大してトラブルもなく療養を続けることができた。

ところでAさんの仕事関係はといえば、事故以降元請会社からの厳しいお達しで、外国人労働者を雇用し



ていない。F君、S君以外に残っているあと一人のイラン人労働者も年末にはAさんに感謝の言葉を残して帰国の途についた。F君は、言葉や習慣の壁と闘いながら、S君の協力

を得てリハビリに専念し、また自分の被災を契機に日本の労災補償制度を少しばかり勉強した。もし、同じような状況にあるイラン人労働者がいたら、彼は労働者としての権利を

回復するための努力をするという。「不法」滞在という潜在的不安を抱えつつ、F君たちの生活は続く。

## 創ろう 菜の花診療所

いよいよいよいよ場所確定へ！  
出資・寄付をお願いします！

さる二月一日、菜の花診療所設立準備会は第二回準備会を開催し、設立場所を生野区とし、より具体的な場所選定に入っています。めどとしては、三月中に場所を確定する予定です。

この計画は、地域での労災職業病の取り組みの経験を基盤にして、ユニオンとうなんのトータルユニオン構想の一環として、打ち出されたもので、安全センターにとっても、被

災者の救済・支援活動、地域の組織労働者、未組織労働者の健康管理といった安全センターの活動を東南海域で展開していくうえで重要な課題です。

さる三月七日には安全センターは、第十二回総会において、菜の花診療所設立を期する決議文を採択しました。あわせて、安全センターは、設立場所の選定と平行して、三月を「出資・寄付集中月間」と位置づけ、

出資・寄付を募ることとしました。安全センター運動に結集する仲間皆さんのご協力をいただきぜひとも成功させて

いきたいと考えております。つきましては、趣旨をご理解いただき、なにとぞ出資・寄付にご協力下さるようお願い申し上げます。

### 設立にむけ出資・寄付をお願いします

#### 【出資金】

- (イ) 個人 ー□ 5,000円
- (ロ) 団体 ー□ 10,000円

出資金は、拠出がなされた日より5年を経過して以降本人の申し出により無利子にて返還します。

#### 【振込先】

郵便振替 大阪7-85103 「菜の花診療所設立準備会」  
大阪労働金庫本町支店 普通4147126 「菜の花診療所設立準備会」

菜の花診療所設立準備会 (代表・山中真清)

(連絡先) 〒546 大阪市東住吉区山坂1-7-10 ユニオンとうなん ☎(06)628-2731

# 前線かろ

## 大 阪

### 被告会社が全面的に 争う姿勢

—— 答弁書を提出

—— 大阪トンネルじん肺訴訟

二月六日、大阪地裁で大阪トンネルじん肺訴訟の第二回法廷が開かれた。この日の法廷で被告七社の答弁書がほぼそろった。被告側の主張は、換気システムなどの粉じん対策、健康診断などじん肺対策を行っており、安全配慮義務が尽くされている（間組）、安全配慮義務を負うとすれば、元請としての施設の設置、使用に限定

されるべき（西松建設）など、安全配慮義務違反について全面的に争う姿勢を出している。

また時効については、昭和三九年に離職しているのだから、遅くともその時点が起算点となり、既に二〇年以上を過ぎた現在、原告に請求権は存在しない（鹿島建設）などと主張し、

これまでのじん肺訴訟の判例でも一回も取られていない立場を依然としてとっている。

次回以降の法廷は三月十

九日、四月二三日、五月二八日、七月二日のいずれも大阪地裁八〇六号法廷で午後一時から開かれる。証人調べ

法廷となるが、センターでも傍聴支援などの取り組み準備を進めたいと考えている。

## 高 石

### 腰部捻挫に現認拒否

### 労災隠しで無災害！

—— 全港湾建設支部上組分会

高石市の三井東圧化学工場構内でコンテナの荷役作業に従事している全港湾建設支部上組分会のAさんは、今年始めの作業中に突然腰部に痛みが走り、その時は

我慢していたものの終業後痛みが強くなったため、翌日は会社を休んで病院に受診した。腰部捻挫との診断を受け、休業し治療に専念することとなったため、会

社に労災補償の請求手続きを求めた。

ところが、会社側は「昭和十一年以来一三万時間無災害できている。Aさんが被災当時だれも聞いていない。腰痛が労災だなんて聞いたことがない。」とうそぶき、手続きを拒否した。同支部では交渉の結果、事業主証明拒否のままでも労災補償請求を行うこととし、二月四日に所轄の泉大津労基署に労災休業補償請求の手続きをとった。

災害発生原因を無くす努力をするところが、補償手続きさえとうとうとしない会社側に労組としての今後の取り組みが期待されることだ。

## 全 国

興味深かった「休憩・休息」の講演

第二回労働安全衛生学校を開催

— 全国労働安全衛生センター連絡会議

二月九、十日の両日、東京で、全国労働安全衛生センター連絡会議の主催の第二回労働安全衛生学校が開かれ、東京の労組を中心に、全国から労組、地域安全センターの活動家らが参加した。

昨年行った労働学校は、自主対応型安全衛生活動とはそもそもなにかという紹介が中心だった。今回は、地元の労組の協力を得て現場でビデオ撮影を事前に行い、そのビデオを観ながら具体的な改善策を小グループ

結果を大いに楽しむことができた。

また「休憩・休息」「騒音」「寒冷」などのテーマで、労働科学研究所の講師三人が講演を行った。特に「休憩・休息」は、労働時間や労働者のライフスタイルを考える上で、非常に示唆にとむものであった。ぜひとも、今後大阪でも、同種の労働学校を開催したい。

## 大 阪

外国人労働者問題で

相次いで学習会

— 社会医療事業協会、大阪市職天王寺支部

二月二十五日と三月五日の

二日間、相次いで外国人労働者問題について学習会が行われた。一つは、医療ケースワーカーらが作る社会医療事業

協会の社会資源研究会が主催したもの。医療現場で日々相談活動に携わっている人たちが参加者であることから、質疑応答の場面では実践的な問題に質問が集中した。特に通訳者の必要性が出され、RINKなどのネットワークとの協力関係を作っていく必要性を感じた。

もう一つは、大阪市職天王寺支部が春闘講座の一環で開催した。

現在東京や神奈川では、私傷病の医療費問題が緊急課題として取り上げられ、実態調査が進んでいるが、区役所の窓口は、外国人登録や生活保護の適用など、現在焦点の課題となっており医療費問題に関わる人が多い。学習会では、そう

した点からの問題提起を行った。参加者からは、窓口

に相談にきた韓国人を病院に連れていき、国保を適用させた事例が紹介されるなどした。

## 東京

### 中災防の指曲がり症調査結果、

### 四月早々に明らかに

—自治体労安研総会・指曲がり症シンポ

二月一日東京で自治体労働安全衛生研究会の第四回総会が開かれた。自治体労安研は、自治体職場の安全衛生・公務災害対策の推進を目的として作られた、研究者・活動家の研究会で、自治体安全衛生対策室が事務局を担当、青山英康岡山大学教授が会長をつとめている。

部が認定作業の基礎にするために、指曲がり症に関するサンプル調査を委託した中央災害防止協会から調査担当者が出席し発言が注目されたが、調査結果については明らかにならなかった

さらに活動を強化していくことが確認された。最近の動きとして、労働組合サイドの動きに対抗する形で、当局サイドからのものとして（助）地方公務員安全衛生推進協会が設立されたことなどが注目される。（交渉に結果、地公労代表三名が評議員として参加）

また、総会后半では、指曲がり症シンポジウムが行われた。地公災基金中央本

総会では、活動報告と今年度の方針提起が行われ、

な見解がだされるにせよ、



# じん肺被災者の横顔

## 大きいじん肺による損害

### 三木美雄さん ④

——三木さんがトンネル工事に従事したのはいつのころですか。

三木 昭和三三年から三九年までの間に三カ所のトンネル工事に行っています。最初は北陸トンネルで、次が京都の新幹線のトンネル、それから最後が近鉄の新生駒トンネルです。

——三九年にトンネルの仕事をやめたのはどうしてですか。

三木 新生駒トンネルの工事が済んだころは、子供がもう学校へ行く歳になってきたもので、もう現場を渡り歩く生活はできんと思ったのが一番大きな理由です。それから、次の現場としてどうかと聞かれていたのが何と香港で、やっぱりもうやめようと思っただけです。

——香港とはまた遠いところの話があったもんですね。

三木 私のいた班が西松建設のトンネル工事の班だったので、当時香港の地下鉄か何かの工事を請け負ったんだと思います。もうそのころは私も掘削作業の技術も十分ありましたからそういう話があったわけです。

——トンネルから離れてから仕事は何をされていましたか。

三木 三九年にやめてから二回職を変えています。昭和四二年からじん肺で働けなくなるまではダイハツ工業の京都工場で自動車の塗装をやっていました。

——じん肺の症状が出始めたのはいつごろからですか。

三木 昭和五五年頃、四五才のころです。ちょっと走るとすぐしんどくなる。坂を登ったらすぐ息が上がるというように、歳のわりにはおかしいと自分でも思うようになりました。会社の検診でもレントゲン検査はいつも再検査が必要だったし、何か結核の治った後だというような診断を受けたこともあります。

そのうち工場です仕事をしていても、息が切れて咳き込み、ちょっと休ませてくれと自分だけ一息つくというようなことになってきました。それがだんだん多くなり、休んでしまいうということもありました。そのころには、会社の検診でも「じん肺」と言われたことがあります。

——当然三木さんのじん肺はトンネル工事が原因なわけですが、労災として治療を受けるためにどうしましたか。

三木 会社では検診で「肺が悪い」と言ってくれるだけで、自分で近く

の医者に行ってもどうということもなく、そのころ昔一緒に働いていた人にであいい現在の松浦診療所に紹介されました。それで早速じん肺の申請をすることになりました。

—— じん肺の申請で感じたことはどんなことですか。

三木 西松建設の仕事だと思っただから、最初西松建設まで行ったんですが、最後の現場は鹿島建設の工事の方に回っていたということでした。証明をもらいに行きました。ただ証明をもらうと言っても、確かにその工事はあったというだけで、証拠になるような当時の写真などを資料として渡してもそれは変わりませんでした。確かに直接雇っていたわけではないけれど、あれだけはつきりしてらんだからと思うけれどね。

結局、連絡のついた新生駒トンネルの工事のとき一緒だった二人に証明を頼んで申請ということになりました。おかしいのは、頼みに行った



その二人もじん肺で困っていて、そんなら自分もその診療所で診てもらいたいということになったんです。それで、たまたま三人とも最後が新生駒だったもので互いに証明しあって、そろって申請したということですね。まあ、そのころトンネルの仕事をしていた人はみんな同じようなことになっていると改めて思いましたねえ。

—— そういえば、申請のときに労働基準局の担当者も「同じ現場で三人も一度に」と驚いていましたね。それだけじん肺の補償の仕組みが何かきっかけがなければ難しいものになっているということでしょうね。

それで三木さんは療養生活に入るわけですが、ダイハツの会社の方も退職されたわけですね。

三木 じん肺の決定が出るまでは、健保組合から傷病手当金を受けていました。労災の休業補償を受けると遡って出ますから、それは返還しました。ところが私の場合、労災の八割より健保の六割が高かったもんだから、一時的に余計に出さなければならぬことになりました。考えてみれば、もしじん肺にならなかつたら定年退職まで仕事を続けておられたらうし、退職金もあわせるとやっぱり損害は大きいものになると思います。

—— 大阪トンネルじん肺訴訟の原告としては、そこは重要ですね。

三木 建設会社側は普通に比べ給料は高かったというけれど、たとえそれを認めるとしても、じん肺になってこうむった損害には比べようもない感じがします。

# 腰痛予防ベルトのねらいと効果について ①

広島大学医学部公衆衛生・友和クリニック 宇 土 博

本誌でも紹介してきた腰痛予防ベルト。治療用や港湾、金属等の職場における予防用として徐々に利用が広がってきています。考案者の宇土博医師の解説です。（安全センター情報三月号から転載）

はじめに

## 腰痛予防ベルトを作成した背景

近年、作業の機械化に伴う作業密度の増加により、職業性腰痛が増加しており、その予防対策が強く要請されています。職業性腰痛の発症原因として「重量物の取扱い」「中腰、前傾姿勢等の不良姿勢」「長時間の拘束座位姿勢」「全身振動」等が重要です。

職業性腰痛の予防対策は、「環境管理」「作業管理」「健康管理」

「衛生教育」に大別されます。このうち環境管理が最も重要です。これまで、環境対策として重量物取扱いの機械化、作業面の高さの適正化や作業方法の変更による不良姿勢の改善、車両や座位作業でのシートの改善、振動の軽減等の対策が行われ一定の効果をあげてきました。

しかし、作業によっては、このような環境対策が困難であり、対策が行われないまま放置され、腰痛が多発している職場が多いのが現状です。

環境対策が困難な例をあげると、看護業務、保母、障害児学校等の介



宇土 博氏

護作業、給食調理作業、営林署の畑作業、農業労働、畜産作業等の地



面を相手にする作業や路面状況の悪い中でのトラクター作業、ブルドーザー作業等の振動車両の作業、重量物のトラックへの積み込み作業、廃棄物の収集作業、トラックやタクシー等の長時間の運転作業やフォークリフト作業、床面での機械整備作業や溶接作業等の多くの作業があげられます。

このような作業については、可能な環境対策や作業管理対策と平行して腰部の負担軽減のための個人保護対策が不可欠となります。腰痛予防ベルトは、こうした個人保護対策の一環として考案されたものです。

### 1. 腰痛予防ベルトの発想の経緯

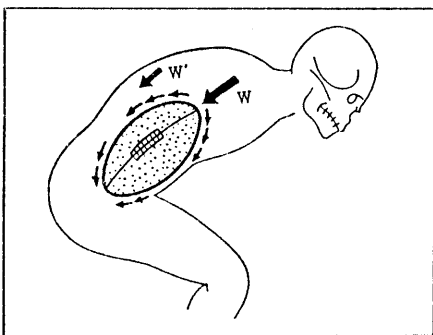
腰痛予防ベルトは、重量挙げ選手の腹帯にヒントを得て考案したものです。これは、郵便物収集作業で腰痛の労災認定を受けて治療中の患者の話が契機となりました。

この患者に運動療法を勧めたところ、市立のスポーツセンターでバーベルで訓練しているとの話でした。腰痛の運動療法としては問題があるので、別の方法を考えるように話したところ、「ベルトをして運動するため腰の負担はあまりない」ということでした。ちょうど腰痛多発職場における有効な個人保護対策を検討していた時期であり、「重量挙げ選手の腹帯のサイズで腰の負担が軽減するのであれば、従来のコルセットのような可動制限がないため作業の遂行に支障がなく、個人保護対策として有効ではないのか。」と考え、いくつかの試作品を検討し、フィールドでの装着実験を行いながら現在の形態に至ったものです。

### 2. 腰痛予防ベルトのしくみ

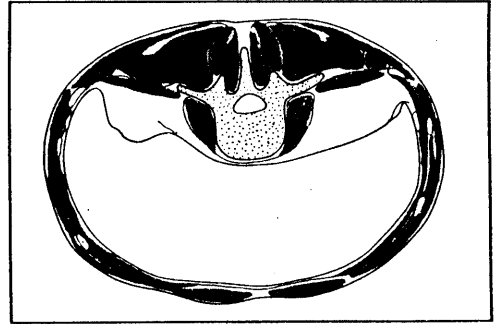
腰痛予防ベルトの効果の原理は、コルセットと同様に「腹圧を高める

ことによる腰椎の減圧効果」にあります。これは、腹腔ラグビーボール説として広く承認されている原理です。腹腔を空気を入れたラグビーボールに見たて、コルセットによって腹を締めると腹圧が上昇し、ちょうどラグビーボールのような硬い柱の役割をします。腹圧が弱い場合は、重量物や上半身の荷重は腰椎のみで支えられており、腰の負担が大きくなります。腹圧が高まると、上半身の荷重が腰椎と腹腔で支えられるこ



腹腔内圧と荷重の支持の問題

腹腔内圧が高まり、腹壁の筋が十分固く緊張収縮できれば、かなりの荷重(W)を支えることが可能となり、腰椎自体にかかる力(W')を節約することになる。



腹腔と腹壁の筋肉の関係  
第3腰椎の高さにおける横断面である。後方は筋肉の量が前方に比較してきわめて多いし、また骨性支持があり、いずれにしても前方よりはるかに強固である。

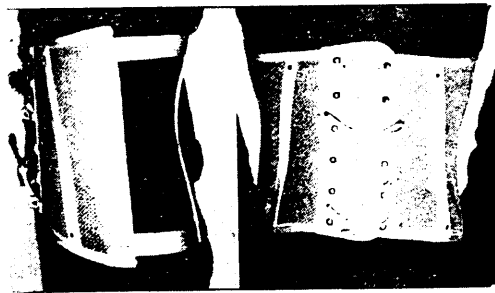
となり、腰に対する荷重の約30%が腹腔に逃げていくため、腰部の負担が約30%軽減されるわけです。このように、腰痛予防ベルトは、腹圧を高めて腰椎の負担を軽減する役割を果たします。

### 3. 従来のコルセットとの違い

1) 筋肉の萎縮を起こさない

従来のコルセットは、体幹筋の固定を主たる目的としているため、体

幹筋を使わなくなり筋力の低下や筋肉の萎縮を起こす副作用があります。そのため、長期の使用は避けるように指導されています。これが、従来のコルセットの致命的な問題点と言えます。



従来の幅広いコルセット

それでは、腰痛予防ベルトを長期間使用した場合はどうでしょうか。この点については、33名のロール

組み替え作業者に約6ヶ月間ベルトを装着させて追跡調査を行った結果、背筋力を指標にしてみると、筋力の

低下は認められませんでした。これは、腰痛予防ベルトの可動性と関連しますが、装着時に姿勢の制限があまりないため、体幹筋の動きが制限されず、筋力低下や萎縮を起こさないためと考えられます。



腰痛予防ベルト(改良型)

2) 可動性や作業性がよい

従来のコルセットが職場で使用されない理由は、固定を目的としているため腰部の可動性が強く制限され、作業性が悪いことにあります。腰痛予防ベルトは、幅が約14cmと従来

のコレットは1/3程度に狭いため、可動性が良く、作業の支障がありません。これが職場で使用しやすい理由です。

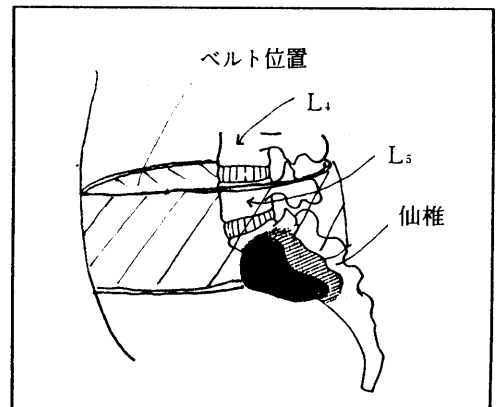
3) 肋骨の圧迫感、腹の締めつけ、暑苦しさが少ない

従来のコレットは、幅が広く、腹部を締めつけるため、お腹が苦しくなることや、暑苦しいことが問題としてあげられます。腰痛予防ベルトは、幅が狭いこと、骨盤の位置に装着することや、メッシュにしているため、腹部や肋骨部の圧迫感、締めつけや暑苦しさが緩和されています。

4) 骨盤位置装着の利点

腰痛予防ベルトは、腹部ではなく、骨盤に装着しますが、このことによる次のような利点が期待されます。

人の腰椎の配置、特に腰椎の五番目とその下にある仙椎の配置は、仙



椎が傾斜しているため、第5腰椎はちょうど坂道の上に乗っている状態になり、常にお腹に向かって滑る力が働きます。このため、腰椎の背側の靭帯に大きな負担がかかります。骨盤装着は、第5腰椎の位置に装着するため、腰椎のすべりを予防する効果が期待されます。

5) 幅が狭くても効果があるのか

従来のコレットに比較して幅が狭いため、果たして効果があるのか

と疑問がでると思います。これについては、中学の理科の勉強を思い出して下さい。パスカルの原理というのを聞かれたことがあると思います。閉じ込められた液体や気体の一部に圧力を加えると同じ力で全体に伝わっていくという原理です。腹腔も同じようなものと考えると、圧力を加える面積はあまり関係ありません。しかし、あまり狭くなると、ベルト部の圧力が強過ぎて痛みがでます。そのため、痛みを避けるように一定の面積が必要となります。

また、長期間コレットを装着後、腰痛予防ベルトに替えた患者に感想を聞くと、負担軽減効果は変化ないこと、逆に、締めつけや可動制限が改善される効果はるかに大きいと述べています。

(つづく)

# 一月の新聞記事から

- 一・九 北海道でスキーリフトの滑車にはさまれて、アルバイト学生が死亡。
- 一・八 宝塚市でタフシー運転手がひき逃げされ重体。
- 一・九 静岡県伊東市沖で巻網船転覆、一名不明。
- 一・一〇 岩手銀行の女性への世帯手当金支給差別を憲法違反、給与規定無効として、銀行側の控訴を仙台高裁(三井喜彦裁判長)が棄却。(判決確定)
- 一・一一 動燃東海で二名がブルトニウム被曝、一名は年間線量限度を越す。
- 岐阜県で大型バス転落、三七名けが。
- 一・一六 岡山県中和村で観光バス二〇名が転落、三〇名けが。
- 鳥取県岩美町で大型車衝突、三名死亡。
- 高知県土佐山田町で光ケーブル敷設中の作業員二名が特急にはねられ死傷。
- 一・一六 総務庁が「外国人の就労に関する実態調査」の結果を発表し、健康保険の適用促進などを九省庁に改善勧告。
- 一・一七 大阪府立公衆衛生研が、水道水中から放射性ヨウ素一三一を三年前から検出。医療機関からか？
- 地公災基金名古屋支部が、一九八七年十月に胸部大動脈瘤破裂で死亡した高校教師について、公務上死亡として認定。
- 一・二〇 一九七九年の東名高速日本坂トンネル事故について静岡地裁(塩崎勤裁判長)が道路公団側の落ち度を認め損害賠償を認める判決。
- 一・二〇 米国のサスケハナ原発で爆発事故、一名被曝。
- 一・二二 尼崎市の長崎屋火災で業務上致死傷に問われた元店長らが神戸地裁公判で起訴事実を認める。
- 一・二三 兵庫県播磨町の化学工場で反応釜が爆発、工場全焼し、夜間作業中の作業員三名やけど。
- 一・二三 統轄安全衛生責任者が必要な作業員規模を五〇人以上から三〇人以上に引き下げるなどを盛り込んだ労働安全衛生法改正案を労働省がまとめる。
- 一・二五 常磐じん肺第一陣訴訟控訴審で被告常磐興産が総額四億二千万円を支払うことで勝利和解成立。
- 一・二七 人事院が公務員の育児部分休業を「一日二時間以内」とする人事院規則改正、四月から実施。
- 一・二八 静岡県下田沖で魚運搬船炎上、五名行方不明。
- 一・二九 「職務外の死亡」とした社会保険庁を相手に、遺族が処分を不服として東京地裁に提訴していた事件で、「職務上の死亡」として過労死を認める和解成立。
- 一・三〇 中国の石綿鉱山周辺で汚染深刻、日中共同調査へ。